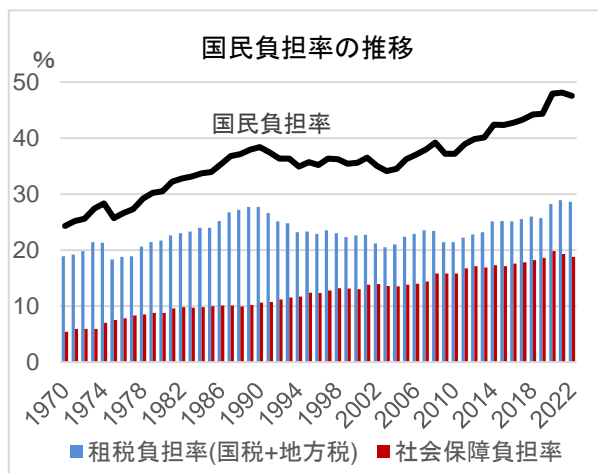


国民負担率について

防衛力強化や少子化対策のための増税が意識されたことから、さきごろ「国民負担率」が話題となりました。国民負担率とは、国民の所得に占める税金や社会保険料などの負担割合のことです。そこで今月のCBCA NEWSで、国民負担率についてお伝えします。

国民負担率の推移

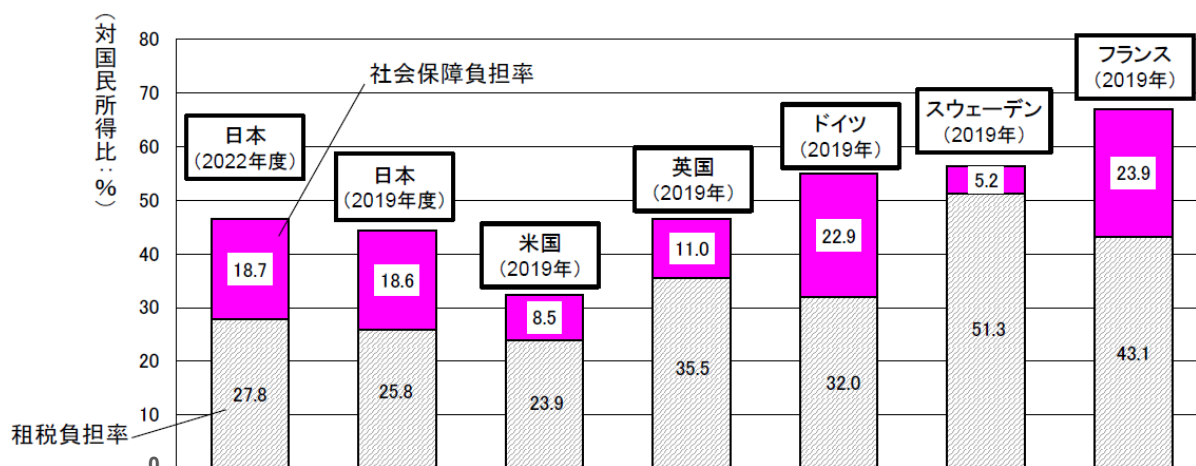


(出所) 財務省 ※国民負担率は対国民所得比

2023年2月21日時点、財務省の発表によると、2022年度の国民負担率(実績見込み)は47.5%です。いわば、国民の所得の約半分は租税と社会保障の負担に当てられていることとなります。

左のグラフは1970～2022年度の国民負担率の推移です。負担率が年々上昇していることがわかります。国民負担率は租税負担率(国税+地方税)と社会保障負担率の合計値です。租税負担は1990年頃と同水準に留まる一方、社会保障負担は1990年頃から倍増しています。高齢化社会に伴う医療や介護などの社会保障費の増大が主な要因です。

国民負担率の国際比較



(出所) 財務省

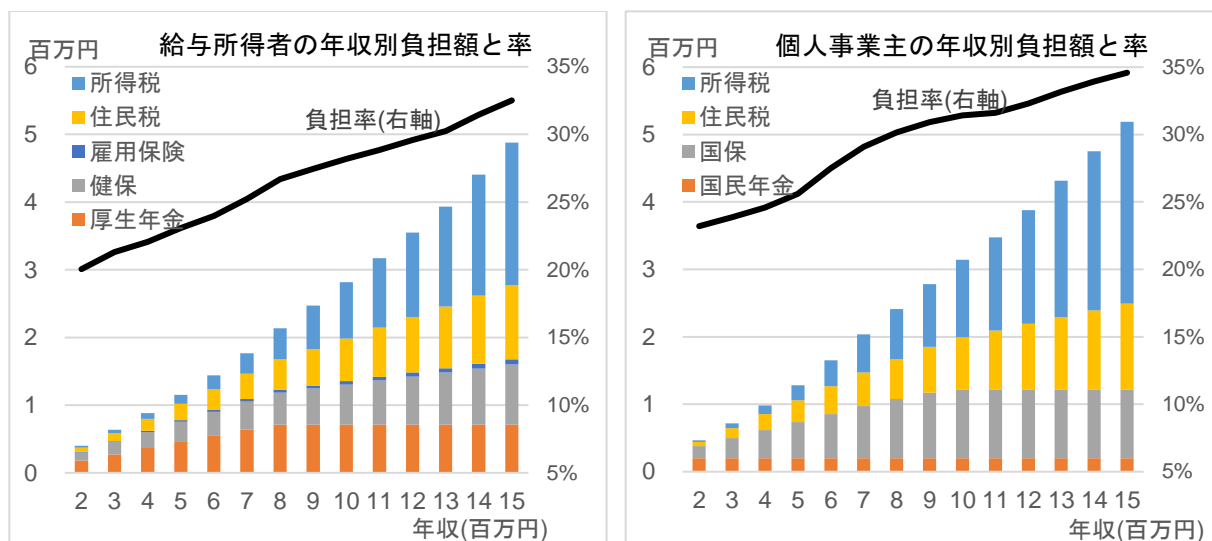
上のグラフは、日本と先進各国の国民負担率を比較したものです。

歴史的に小さな政府を掲げる米国の負担率が低位に留まる一方、手厚い社会保障を掲げる欧州各国の負担率は日本より高い水準となっています。なお、スウェーデンのように社会保障の原資の多くを租税で徴収する方針の国もあります。

こうしてみると、先進各国と比べて日本の国民負担率が高すぎると言うわけではありません。日本国民の負担率への不満は、給料が増えないのに負担ばかり増え手取り額が減り続けることや、給付は増えないのに負担ばかり増えることなどに起因すると理解されます。

✚ 年収別の負担額と負担率の違い

さてここで、年収の大小による税金や社会保険料の負担の違いについて、目を向けてみましょう。



(前提・適用税率) 40歳単身者、所得税と住民税の控除項目:基礎控除・社会保険料控除・給与所得控除(給与所得者)・青色申告特別控除(個人事業主)
住民税:東京都特別区、雇用保険:0.5%、健保:協会けんぽ東京都2022年度、国保:東京都品川区2022年度、国民年金:2022年度

上のグラフは、40歳単身者の場合の、年収別の所得税と住民税および社会保険料の負担額、そして合計の負担率(対年収比)を表したものです。左が給与所得者のケース、右が個人事業主のケースです。

まず、給与所得者のケースです。負担率は、年収が上がるにつれ上昇します。これは、所得税の累進性(所得が多いほど負担率が上がる)が影響しています。なお、住民税はほぼ定率、そして社会保険料の多くは定額または上限額があるため逆進性(所得が多いほど負担率が下がる)があります。

項目別で目にとまるのは、厚生年金保険料の負担額の大きさです。保険料は定率ですが、年収8万円弱で上限に達します。年収1千万円程度になると、所得税の負担額が項目中トップになります。

次に、個人事業主のケースです。やはり年収が上がるにつれ負担率が上昇しますが、個人事業主の負担率は給与所得者より全体に高くなっています。大きな理由のひとつは、給与所得控除と青色申告特別控除の金額の差です。給与所得者の給与所得控除は、年収が上がると増加し、年収850万円以上では上限の195万円になります。一方、個人事業主の青色申告特別控除は、年収にかかわらず定額の65万円(e-tax申告時)です。この控除額の差が、同じ年収における給与所得者と個人事業主の課税対象所得の差を生み、個人事業主の所得税と住民税の負担額を相対的に押し上げています。

項目別で目にとまるのは、国保(国民健康保険)保険料の負担額の大きさです。国保は企業の健保より保険料が高く、個人事業主の負担率を押し上げています。反面、国民年金保険料は厚生年金保険料より負担額が少ないですが、その分将来の給付額も少ないため、メリットとは言い難いでしょう。

こう見てくると、国民負担率に関しては、個人事業主のほうが給与所得者より不利な制度設計がなされていると言えるかもしれません。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽2-2-14 トータスビル1階

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先